

2024年10月31日

東京都知事 小 池 百合子 殿

東京都労働組合連合会執行委員長
中 川 崇

2024年 年末一時金に関する要求書

10月18日、東京都人事委員会は、例月給について10,595円(2.59%)の公民較差の解消を図り、また人材確保の観点から、初任層の引上げに重点を置きつつ、給料表を全級全号給引上げるとともに、特別給については0.20月分(再任用職員0.10月分)を引上げ、年間4.85月(再任用職員2.55月)とし、配分については、期末手当と勤勉手当に均等に配分する勧告を行いました。

例月給、特別給ともに3年連続の引上げ勧告となりましたが、行(→)1・2級の中高齢層の改定率は0.3%と物価高騰の中で奮闘する職員の生活悪化に拍車をかけるものであり、断じて容認することはできません。また、特別給の半分を勤勉手当に配分することは、都労連が求める全額期末手当での支給に反し、成績率原資の拡大につながるものであり、職員間の競争意識を煽るだけで、全ての職員の処遇改善につながらない極めて不当な勧告です。

近年の感染症の拡大時や地震・豪雨などの自然災害時には、他の自治体への支援にも対応しながら、都民の命を守り、暮らしを支え、教育の充実のため、最前線で奮闘する職員や教員の働く職場の環境整備は重要です。都政に求められる役割と課題が年々多様化・高度化し、多くの職場で業務量が増え、長時間労働が続く厳しい状況のもとにあっても、行政サービスを低下させることのないよう、日夜、使命感をもって働いています。

私たちは、都民の命を守り、暮らしを支え、教育の充実のため、都政を担う職員であると同時に、自分自身と家族が健康で文化的な生活をおくるために働く労働者です。安心して都民本位の都政をすすめる仕事ができるよう、下記のとおり年末一時金について要求しますので、誠意ある回答を求めます。

記

- 1 年末一時金2.75月分を12月10日までに支給すること。支給にあたっては、全額を期末手当とすること
- 2 上記の要求に対する回答を11月13日までに行うこと